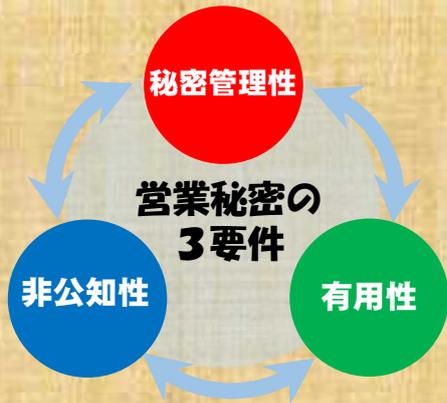




### 事業者の財産である「社外秘」の情報を守るためには・・・



**【不正競争防止法第2条6項】**  
 「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいいます。

つまり・・・  
 技術やノウハウ等の情報が「営業秘密」として法律上、保護されるためには、**次の3要件全てを満たすことが必要になります！**

**秘密管理性 重要！**  
**秘密として管理されていること**  
 営業秘密保有企業の秘密管理意思が、秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保されている必要があります。  
 ⇒ つまり、情報に接することができる従業員等にとって秘密だと分かる程度の措置が必要となります。  
 例) データにアクセス制限がある。各書類にナンバリングがされている。鍵のかかるロッカー等で管理している等。

**有用性**  
**有用な営業上又は技術上の情報であること**  
 当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものである必要があります。現実に利用されていなくても構いません。  
 ○ 設計図、製法、製造ノウハウ等  
 × 反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえません。

**非公知性**  
**公然と知られていないこと**  
 保有者の管理下以外では一般に入手できないことである必要があります。  
 ○ 第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえます。  
 × 刊行物等に記載された情報、特許として公開されている情報は非公知とは言えません。

**「秘密管理性」を満たすためには、各事業者が情報漏洩対策をしていく必要があります！次号から詳しく掲載します。**



▼ SEAGULL事務局(外事課内) ▼  
 〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番 神奈川県警察本部  
**相談窓口** Email : [seagull@police.pref.kanagawa.jp](mailto:seagull@police.pref.kanagawa.jp)

